

令和 8 年度 学校いじめ防止基本方針

武蔵野市立千川小学校

I 基本方針の改訂に向けて

武蔵野市では、令和 8 年 3 月に「武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策」の改訂を行った。これは、令和 7 年 4 月から始まった第四期武蔵野市学校教育計画に基づくものである。この第四期武蔵野市学校教育計画では、社会の一員としてよりよい地域・社会づくりに参画する資質・能力である市民性の育成や、「いじめを絶対に許さない」など、子どもの権利を守って安心して学べる環境の整備を示している。いじめは、全ての児童に関する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策をとる必要がある、としている。

いじめ防止対策においては、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするとともに、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにする。

また、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の関連諸機関と連携しながら、いじめの問題を克服することを目指す。

II いじめ防止等に関して前提となる確認事項

1 いじめはすべての児童に関係する問題である

○いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「東京都いじめ総合対策【第 3 次】（令和 7 年 6 月）」

いじめの定義

- 1 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること
- 2 A と B の間に一定の人間関係があること
- 3 A の行為が B に対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

2 いじめは心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、全教育活動を通じて未然防止に取り組む

いじめの未然防止・早期発見のために、本校教職員は、常に児童の学校生活に関わる様々な情報を意図的・計画的に収集し、それらを共有する。併せて、全児童が安心して生活できる学校の雰囲気づくりや規範意識の醸成を目指した指導の徹底を図るとともに、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。また、いじめ防止のための児童の自主的な取組を支援する。

保護者に対しては、法令に定められた保護者の責務について周知を図るとともに、資料等を活用して、いじめ防止の重要性の啓発活動を継続的に行う。

○自己指導能力の育成と重要性

いじめを防止するには、何が正しく何が間違っているかを児童が自分で考える「自己指導能力」を身に付けることが大切である。いじめは絶対にいけないという理解のもと、児童が主体的に問題を発見し、その解決に向けて、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行できるように、育成に取り組む。

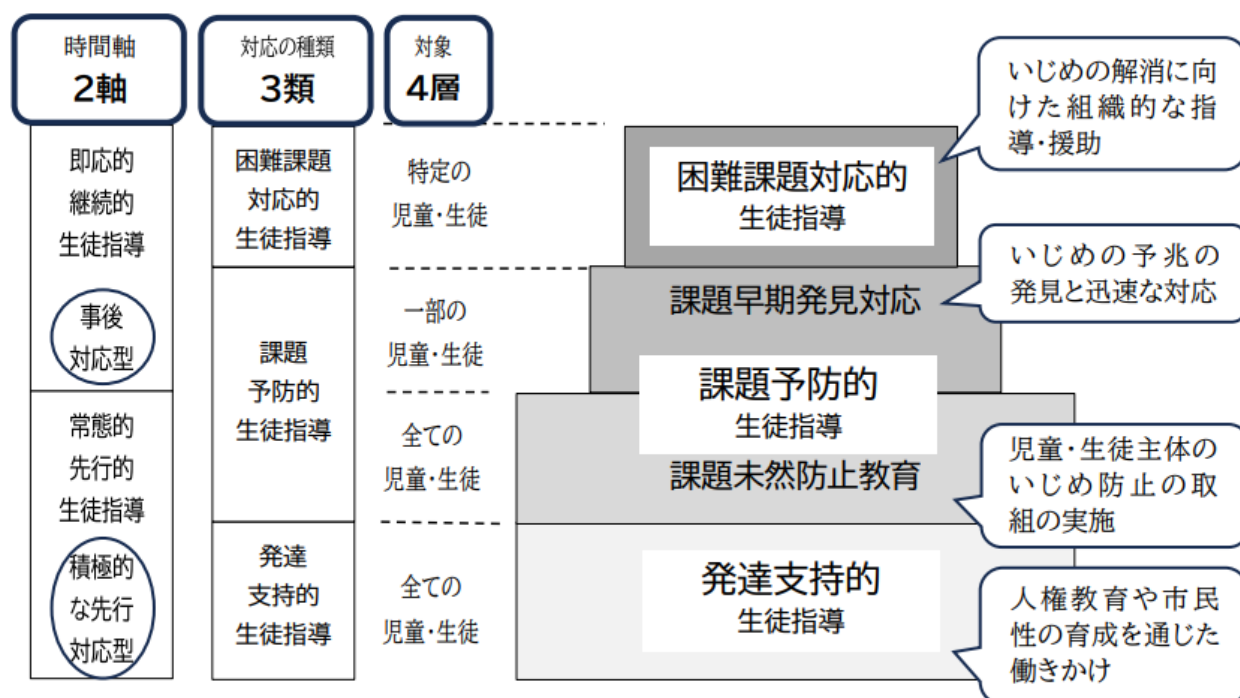
【具体的な取組】

- ・「自分は大切にされている」という自己存在感の実感や、失敗を恐れることなく互いに共感し合う人間関係の構築ができるように指導する。
- ・話し合いによる合意形成や自ら考え選択する自己決定の場を設定し、安全・安心な学校風土の醸成を図る。

○生徒指導の構造

生徒指導の目的は、社会的資質・能力の発達や、社会に受け入れられる自己実現を支えることである。そのために、自己指導力を高め、いじめをはじめとした課題の防止や対応を構造化したものが2軸3類4層構造である。

図にある発達し自適生徒指導の具体例としては、**特別活動での学級活動**の充実や**武蔵野市民科**による、よりよい地域・社会の創り手を育成する指導が挙げられる。



生徒指導の2軸3類4層構造といじめ対応の重層的支援構造（生徒指導提要より）

3 すべての関係者が連携し、問題の克服を目指す

いじめ防止を目指すためには、学校だけで抱え込まずに、地域や医療、福祉、司法などの関係機関と

つながることが重要である。

【具体的な取組】

- ・保護者や関係機関と同一の方針を共有し、日頃から児童の情報について情報共有するなど必要な体制を整備する。
- ・重大事故の疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始し、特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるように努める。

Ⅲ 基本方針

1 すべての児童が安心できる学校風土の実現

① 多様性に配慮した認め合う学校・学級づくり

多様な立場や意見を生かし、児童自身が学校の教育活動に主体的に関わり、全ての児童にとって安全で安心な学校・学級づくりを目指す。

【具体的な取組】

- ・学校行事で児童の主体性を生かす、生活のきまりを見直す等、児童による自発的・自治的な活動を推進する。

② 魅力ある授業の実現

いじめが起こりにくい学校・学級にするために「児童にとって分かる授業」、「互いに学び合う授業」を通じた、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を行う。

【具体的な取組】

- ・一人一人の学習状況等を把握した上での「指導の個別化」や児童・生徒の興味・関心に応じた「学習の個性化」の視点をもつ。

③ 人権意識や規範意識を育てる授業

いじめ防止には、人権教育のねらいである「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚や児童自身が権利の主体であるといった権利に関する理解を深めることが、重要である。きまりやルールを身に付け、守ろうとする態度を育てることも大切になる。

【具体的な取組】

- ・児童の権利の周知・啓発を行い、全ての児童に子どもの権利が保障されること、自分の権利と同じように他の人の権利を大切に尊重することを指導する。
- ・教職員が人権尊重の理念を理解し、全教育活動を通して人権教育を組織的・計画的に進める。

④ 適切な援助希求の促進

いじめが起きたときや困ったときに、学校の大人や保護者などに助けてと言えるよう、日頃の人間関係づくりが大切である。児童一人一人が信頼できる複数の相手と関係をつくることにより、悩みが小さい段階からすぐに相談して援助を求めることができるようになる。

【具体的な取組】

- ・担任や教職員、学校関係者、または地域などから声を掛けて、気軽に話せる関係をつくる。
- ・実際に必要になった場合に、困っていることや悩んでいることを伝えたり、人を頼ったりすることができるよう、第5学年においてSOSの出し方に関する教育を実施し、援助希求の方法や相手について事前に指導する。

⑤ 安心できる学校をつくるための保護者・関係機関との連携

学校は、いじめにまつわる対応を保護者・地域に丁寧に伝え、関係者が一緒になって取り組もうとする意識や意欲をもてる関係を構築する

【具体的取組】

- ・保護者会や面談等の機会に、学校いじめ防止基本方針や保護者向けのいじめ防止リーフレットを活用した説明をしたり、スクールカウンセラーの紹介や学校・家庭の役割について話し合ったりする。

⑥ 学校評価を活用した学校いじめ防止基本方針の改善

学校いじめ防止基本方針の改善のため、取り組みの実施状況を学校評価の項目に位置付ける。

2 いじめを防ぐために、児童が自ら行動する力を育む

① いじめを許さない指導の充実

【具体的な取組】

- ・「いじめに関する授業」を実施し、どのような行為がいじめに該当するのか指導するなど、全ての児童に対して、いじめは許されない行為であることを理解させる。
- ・6・11・2月を「ふれあい月間」と設定し、児童がいじめの問題を自分のこととしてとらえて、考え、議論する活動を推進するとともに、いじめの実態把握調査を行う。

② 児童の主体性を育む指導

児童がいじめを自分たちの問題としてとらえ行動できるようにするために、学校や学級の目標を定め、自分の体験を振り返り行動を決めるなど、合意形成や意思決定を重視した指導を行う。

【具体的な取組】

- ・特別の教科 道徳や特別活動の時間を中心に、いじめについて具体的な行動を話し合い、「しない・させない・見過ごさない」などの行動変容につなげる。

③ 教職員の資質向上

いじめ問題に関する各種研修（複数回）の機会の充実に努め、教職員の気付く力を高める。

【具体的な取組】

- ・いじめ問題に関する校内研修を複数回実施する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した心理的ケアの体制の理解。

3 迅速・確実な組織的対応の徹底

いじめ問題を当該児童間のみの問題ととらえず、学校全体の人権課題ととらえた指導を展開する。学校における教育活動のあらゆる場面で人権尊重の精神を基盤とした指導の徹底を図る。

また、児童が安心して相談できる環境構築のため、学級担任はもとより、全教職員が常に相談窓口であることを自覚し実践するとともに、日常的に派遣相談員等の専門家の活用を図る。

- ・保護者との信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ・全員面談等の実施を含め、教育相談の充実に努める。
- ・市の派遣相談員やとスクールカウンセラーを効果的に活用し、幅広い情報収集に努める。
- ・学年や学級の枠を超えた全校的な協力体制を確立する。
- ・いじめに関わる行為が止んでから3か月以上経過していることをいじめの解消の目安とし、経

過を観察する。

- ・いじめが解消した後も再発する恐れがあるため、当該児童を日常的に注意深く観察する。

① いじめの早期発見

いじめの早期発見では、児童・生徒の様子からいじめを素早く察知するため、全ての教職員による状況把握や児童・生徒からの訴えを確実に受け止める体制を構築する。

【具体的な取組】

- ・年2回の担任による全員面談を実施するとともに、本校独自に作成した「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、日常的に早期発見に努める。
- ・学級担任等による定期的な個人面談や武蔵野市共通アンケート調査の実施・分析を行い、的確なアセスメントの資料として活用する。
- ・東京都いじめ総合対策【第3次】にあるチェックリスト等を参考に、「体に現れるサイン」「行動や態度等に現れるサイン」「人間関係に現れるサイン」の視点から児童・生徒を継続的に観察する。

② 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

いじめの認知や対応方針の決定、進捗状況の確認など、組織的な対応を行う際の中心となるのが学校いじめ対策委員会である。また、いじめの早期対応のためには、原則としていじめの疑いが生じた場合は、いじめを受けた児童、いじめを行った児童、関係する児童の聞き取りを確実に行うことが必要である。

【具体的な取組】

- ・学校いじめ対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善の中核としての役割を担う。
- ・定期的に会議を開催し、平時の備えやいじめの歌阿木にかかる情報の確認を行い、発覚した場合には、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聞き取り調査などによる事実関係の把握、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を実施する。

③ いじめへの具体的な対応

いじめを受けた児童が感じている心身の苦痛に速やかに対処するとともに、対応の経過・改善の進捗・解消の確認を確実に記録する。いじめを行った児童には重大性の程度に応じた指導を行う。

【具体的な取組】

- ・いじめを受けた児童・保護者、いじめを行った児童・保護者、いじめを目撃した児童などかんけいしている者に対して、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめを受けた児童には、いじめの解消に向け、感じている心身の苦痛の程度に応じて、心のケアやスクールカウンセラーとの継続的な面談、スクールソーシャルワーカーと連携した外部機関の活用など、心情に寄り添った対応を行う。
- ・いじめを行った児童には、衝動性や暴力の有無など類型に応じた指導を行い、行為への指導、相手への謝罪、警察や児童相談所との連携などを通して、その行為をやめさせる。

④ 児童・保護者からの相談体制の構築

学校は、いじめに関する児童・保護者の悩みや不安に対して、適切に相談を受けられるように体制を構築する。その相談体制については、児童・保護者に繰り返し周知する。

【具体的な取組】

- ・学校ホームページでの学校いじめ防止基本方針等の案内
- ・学校だより、保護者会での定期的な中止
- ・スクールカウンセラーへの相談申込み方法の周知・徹底

4 いじめの重大化を防ぐ専門的・継続的な連携体制

① 関係機関と連携した支援

いじめの問題への対応において、平素からの取組を一層推進するため、また困難な事例にて十分に効果を上げるためには、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家が参加し、チームとして多角的な視点で対応することが、実効的ないじめの問題の解決に資する。

【具体的な連携先】

- ・市教育支援センター
- ・市子ども家庭支援センター
- ・武蔵野警察署（スクールサポーター）

② 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）
- 相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

【具体的な事例】

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

5 附則

本基本方針は令和8年7月1日から施行する。

Ⅳ 学校いじめ対策委員会の設置について

いじめの未然防止・早期発見・再発防止等に取り組むことを目的として、校内に学校いじめ対策委員会を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、都スクールカウンセラー・市派遣相談員、その他校長が必要と認めた者

(2) 所掌事項

- ・いじめ防止及び早期発見のための取り組みの企画・推進
- ・いじめの状況把握及び分析
- ・いじめ事案に対しての組織的な取組の推進
- ・いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担
- ・いじめを受けた児童、保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った児童、保護者に対する指導及び措置の検討
- ・関係機関への報告・連絡・相談

(3) 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに教育委員会へ発生の報告を行う。

(4) 調査の主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

(5) 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童及び保護者に対する情報を適切に提供する。

(6) 当該児童への措置

被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童・生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。
加害児童に対しては、保護者の協力を得つつ、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる必要がある。被害児童に対しては、状況に応じて、当該児童に法令に基づく懲戒を加え、必要に応じて出席停止を命ずるものとする。

V 年間計画

月	内 容
4 月	いじめ未然防止に関する研修 1 担任による児童との全員面談 1 毎週末の生活指導夕会での報告（以下年間を通して行う）
5 月	児童理解全体会 1 都スクールカウンセラー・市派遣相談員による 5 年生児童との全員面談開始 情報モラルについての指導
6 月	第 1 回ふれあい月間（いじめアンケート・生活状況調査・教員アンケート） いじめに関する授業 1
7 月	SOS の出し方指導（第 5 学年） 個人面談
8 月	いじめ未然防止に関する研修 2
9 月	担任による児童との全員面談 2
10 月	児童主体の取組
11 月	第 2 回ふれあい月間（いじめアンケート・教員アンケート） いじめに関する授業 2
12 月	
1 月	いじめ未然防止に関する研修 3
2 月	第 3 回ふれあい月間（いじめアンケート） いじめに関する授業 3
3 月	教育相談のまとめ 学校生活支援シート等記録 年間の総括及び次年度に向けての取組確認・新年度計画

いじめの早期発見・早期対応の手引き

いじめの発見

被害児童からの訴え いじめサインの発見
周りの児童からの報告 保護者からの報告

学校いじめ対策委員会

(校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、
特別支援コーディネーター、都スクールカウンセラー、市派遣相談員
その他校長が必要と認めた者)

校長を中心とした組織的対応の協働体制の確立・指導方針共通理解

教育委員会
への報告

関係諸機関
との連携

一次対応（初期対応）

被害児童

- ・事実関係の把握
- ・心のケア
- ・安全確保
- ・学校生活の支援

保護者との連携

- ・事実関係の報告
- ・家庭での児童の見守り
- ・学校と家庭の信頼関係の構築

加害児童

- ・事実関係の把握
- まわりの児童
- ・事実関係の把握

二次対応（中期対応）

被害児童

- ・管理職、主幹教諭、生活指導主任、
養護教諭、専科教諭、学年の教諭、
担任による見守り、支援
- ・心のケア
(スクールカウンセラーとの面談)

保護者との連携

- ・指導方針の伝達
- ・協働した対応での協力依頼
- ・情報共有
- ・家庭における児童の様子の間
き取り

加害児童

- ・いじめの態様に応じ
た指導・支援
- ・心のケア

学級での指導

いじめ問題に関する当事者意識の高揚、道徳教育の充実
特別活動を中心とした絆づくり、自己存在感を実感できる学級づくり

三次対応（長期対応）

被害児童

- ・適応の促進に向けた支援
- ・心のケア
- ・人間関係再構築への支援

保護者との連携

- ・情報共有の継続
- ・家庭教育への支援

加害児童

- ・規範意識の育成
- ・人間関係づくり改善

学級での指導

人権意識を高める道徳の内面化と特別活動等による実践化の促進
いじめ問題を解決できる学級・学年集団育成の指導の充実

いじめの発見

- 当事者双方と保護者、周りの児童から聞き取り、記録を取る。
- 個々に聞き取りを行う。

いじめられていると訴えた児童や、いじめ情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童から見られないよう、場所や時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。また、状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整える。

【把握すべき情報例】

- 誰が誰をいじめているのか・・・・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか・・・・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたか。・・・・・・・・・・・・・【内容】
- いじめの動機は何か。・・・・・・・・・・・・・【要因】
- いじめのきっかけは何か。・・・・・・・・・・・・・【背景】
- いつから、どのくらい続いているか。・・・・・・・・・・・・・【期間】

児童の個人情報の取扱いに十分に注意する。

一次対応（初期対応）

- 「学校いじめ対策委員会」を招集する。
関係教職員との情報を共有し、正確に把握した上で、校長が全体の方針を示す。
- 教育委員会、関係諸機関との連携を図る。
- 対応記録のファイリングを行う。（5w1Hが明確になるように）

【被害児童に対して】

- ① 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③ 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。

【被害児童の保護者に対して】

- ① 事実確認をし、直接、保護者と面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続して家庭と連携を取りながら、可決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するように伝える。

【加害児童に対して】

- ① いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ② 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【加害児童の保護者に対して】

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

【加害児童の保護者に対して】

- ① できるだけ複数の児童から、いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことをしたのか等、具体的な内容を聞き取り事実確認をする。その際、まずは教員で対応をきちんと考える旨を伝える。
- ② 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ③ 「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ④ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- ⑤ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ⑥ 道徳科や特別活動の授業において、いじめに関する教材や体験事例等を活用して話し合う機会を意図的に設定し、自分たちの問題として意識させる。

二次対応（中期対応）

- 学校いじめ対策委員会を招集し、関係教職員と経過情報を共有する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
 - ① いじめが解消したと思われても、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
 - ② 教育相談、日記、手紙などで、積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
 - ③ 被害児童にとって、教室が安全で安心して過ごすことができる居場所であることを伝え、周りの児童との絆づくりに努める。
 - ④ 被害児童・加害児童双方にスクールカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアにあたる。
 - ⑤ 被害児童・加害児童双方の保護者に、学校生活の様子を伝えるとともに、家庭での様子を聞き、引き続き児童への支援を依頼する。
 - ⑥ いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめのない学級づくりへの取組を強化する。

三次対応（中期対応）

○いじめ防止対策委員会を招集し、継続指導と経過観察を共有する。

○再発防止・未然防止に努める。

いじめの解消の要件「いじめの防止等のための基本方針」（平成29年3月改定）

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。

この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

○学校全体で、人権意識を高める道徳・特別活動等の実践、いじめ問題を解決できる学級・学年集団の育成指導の充実に努め、再発防止・未然防止に努める。

いじめの早期発見のポイント

1 早期発見の方法

① 観察

- ・さりげないコミュニケーションや観察等を通して、子どもの様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの子どもとの関わりを深め、いじめの発見につながる鋭敏な感覚を養う。

⇒授業だけでなく、登下校の様子、休み時間や給食・掃除の時間、専科の授業や委員会・クラブ活動、合唱団などの課外活動の児童の観察を心掛ける。

⇒日記や授業ノートなど、個別に児童とつながる方法で、児童理解に努める。

※観察の視点をまとめたチェックポイントを意識して観察する。

② 情報収集

- ・生活指導夕会（毎週金曜日）で、全職員で、気になる児童の様子や学校生活での生活指導上の課題について情報交換する。
- ・校内委員会（月に1回）で、特に対応が必要ないじめ・不登校に関する児童の進捗状況を確認し合う。
- ・学級の児童や保護者からの情報に耳を傾け、情報を収集する。
- ・スクールカウンセラーとの面談やソーシャルワーカーの巡回指導で気になる児童の情報を収集する。

③ ふれあい月間アンケート、全員面談学校生活アンケート

- ・学期に1回のふれあい月間アンケート調査、年間2回の担任による全員面談で、全児童からのいじめに関する情報を確認し、客観的な児童理解に努める。

⇒認知したいじめについては、必ず学年や生活指導主任、管理職に報告をする。

2 観察の視点をまとめたチェックポイント

【登校時から朝の会】

児童を観る具体的なポイント

- ① 登校時の表情が暗い。
- ② 登校しぶりがある。(続き)
- ③ 視線をそらし、合わそうとしない。
- ④ 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
- ⑤ 自分から挨拶をしようとせず、友達からの挨拶や声掛けもない。
- ⑥ 教師からの挨拶の声掛けに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
- ⑦ はっきりした理由もなく欠席する。
- ⑧ 登校してから、身体の不調を訴えることが増える。
- ⑨ 遅刻、欠席、早退が多くなる。
- ⑩ 元気がなく、顔色がすぐれない。
- ⑪ 次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたりそわそわしていたりする。

教師の振り返りポイント

- ア 児童の登校時刻、形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができているか。
- イ 教師から「おはよう」と声掛けをし、児童の心理状態を把握しているか。
- ウ 朝会や集会、朝読書、学級の時間での態度や様子を把握しているか。
- エ 健康観察で、一人一人を視診するとともに、気になる児童への声掛けをしているか。
- オ 朝の会で、一日の予定を説明し、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせているか。
- カ 遅刻の児童に温かい声掛けをしたり、休んでいる児童を温かく迎える雰囲気を作ったりしているか。
- ク 次の学習に対しての意欲付けをしているか。

【授業中】

児童を観る具体的なポイント

- ① 宿題、課題、学習用具等の忘れ物が多くなっている。
- ② 授業が始まってから、一人で遅れて教室に入ってくる。
- ③ 授業中、身体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレへ行く。
- ④ 授業開始時、机上や机の周りに学習用品が散乱している。
- ⑤ 教科書・ノートなどが落書きされたり、汚されたりしている。
- ⑥ 作品や掲示物にいたずらされている。
- ⑦ おどおどして、発言をためらったり、うつむいたりしている。
- ⑧ 特定の児童の発言に対し、冷やかしかからかいが多い。
- ⑨ 特定の児童がほめられると、周りの児童がひやかしたりしらせたりしている。
- ⑩ 特定の児童が発言する際、指を差したり目配せをして笑ったりしている。
- ⑪ グループを作る際、特定の児童が取り残されている。
- ⑫ グループで行う作業ので、役割を与えられていない。
- ⑬ グループを代表して発表や活動等で、特定の児童がさせられている。
- ⑭ 特定の児童に対し、周囲の児童が机や椅子を離し座ろうとする。
- ⑮ 学習意欲が低下し、学習内容が理解できなくなるなど、学習状況の悪化がある。
- ⑯ 明確な理由なく、学習成績が急激に下がっている。

教師の振り返りポイント

- ア 児童の提出物や学習用具の忘れ物に気を配っているか。
- イ ノート、ワークシート等を確認しているか。
- ウ 児童を否定するような言葉や態度で授業を始めていないか。
- エ 学習準備・学習態度に課題がある児童に対し、原因を探り、指導・助言をしているか。
- オ 教師の思惑と違う考えや誤答を大切に学習にしているか。
- カ 児童が安心して発言できる学習の雰囲気づくりをしているか。
- キ 児童同士の話し合いの場づくりを心掛けているか。
- ク 全ての児童に、学習中に活躍できる場を保障しているか。
- ケ 学習が遅れがちな児童やつまづいている児童に個別指導を行っているか。
- コ 特定の児童の発言に対して、不適切な言葉や態度を見逃さず、その場で注意・指導しているか。
- サ 児童の多様な考えが発揮できる場や自己決定できる場を意図的に設けているか。
- シ まとめの段階で、児童の理解度を把握するように努めているか。

【休み時間】

児童を観る具体的なポイント

- ① 一人で過ごすことが多い。
- ② これまで仲の良かったグループに入れずにいる。
- ③ 外へ出たがらない。
- ④ 自分の席から離れないようにしている。
- ⑤ トイレに閉じこもっていたり、校内をうろついたりしている。
- ⑥ 保健室に出入りすることが多くなってきている。
- ⑦ 自分から声掛けをせず、誘われるまま元気なくついて行っている。
- ⑧ 友達から不快に思う呼び方をされている。
- ⑨ 遊びの中で、常に同じ役をさせられている。
- ⑩ 遊びの中で、笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ⑪ 教師に必要以上に寄り添ったり、隠れるようにして話したりしている。
- ⑫ 一緒に遊んでいる友達に対し、気遣いをしている様子が見られたり、おどおどした様子が見られたりする。
- ⑬ 戦いごっこなどに無理矢理加えられている。
- ⑭ 休み時間前にはなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等が頻繁に見られる。
- ⑮ 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられていたり、他の人の持ち物を持たせられたりしている。
- ⑯ よくけんかが起こる。
- ⑰ 付き合う友達が急に変わった。
- ⑱ 他の児童より、早く教室に戻ってきたり、遅れて戻ってきたりする。

教師の振り返りポイント

- ア 児童が遊び仲間を作って遊びに行く様子を観察しているか。
- イ 遊びに入れない児童をそのままにせず、誘い合って遊ぶことができるよう働きかけをしているか。
- ウ 校庭で遊ぶ様子を観察しているか。
- エ クラス遊びなど、児童同士が関わる機会を設けているか。
- オ できるだけ児童と遊ぶなど、一緒に過ごすように心掛けているか。
- カ 教室に残っている児童に話し掛けたり、気になる児童への声掛けをしたりしているか。
- キ 児童との会話や声掛けを通して、悩み・不安などを把握しようとしているか。
- ク 児童の表情などから、休み時間の満足度を把握しようとしているか。
- ケ 児童の服装の汚れや破れ、けが等に気を配っているか。
- コ 児童の不適切な発言や遊びをそのままにせず、その場で注意・指導をしているか。
- サ 授業終了の時刻と授業開始の時刻を守り、休み時間を確保しているか。

【給食】

児童を観る具体的なポイント

- ① 特定の児童に対し、おかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳がされる。
- ② 特定の児童が配膳をすると、周りの児童が受け取ろうとしない。
- ③ 給食当番の時、いつも重いものや数が多いものの当番になっている。
- ④ いつも後ろの方に並んでいる。
- ⑤ 順番に並ぶ際、特定の児童のそばに並ぼうとしない。
- ⑥ よく腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりしている。
- ⑦ 特定の児童が、いつも片付けをさせられている。
- ⑧ 片付けの際、嫌がる仕事をよく任せられている。
- ⑨ 特定の児童の机だけが、他の子から少し離されていたり、そのまま机が残されたりしている。
- ⑩ 特定の児童が話し掛けても無視されて、会話に入れない。
- ⑪ 班の中の話題が、いつも特定の児童へのからかい等が中心となっている。

教師の振り返りポイント

- ア 児童と一緒に食事の準備をしているか。
- イ 給食の準備中に、全員が教室にいることを確認しているか。
- ウ 全員の給食の準備ができていることを確認しているか。
- エ 全員がそろって「いただきます」「ごちそうさま」をしているか。
- オ 個々の児童の偏食・量・速さ等の大体を把握しようとしているか。
- カ 後片付けの際、児童に一任せず、その様子を最後まで見届けているか。
- キ 一人一人の児童の様子を把握しようとしているか。
- ク 意図的・計画的に気になる児童の班に入り、会食しているか。

【清掃時】

児童を観る具体的なポイント

- ① 特定の児童と同じ清掃区域になりたがらない。
- ② 所在なさげにふらついている。
- ③ いつもみんなの嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
- ④ 特定の児童が、いつも一人みんなと離れて掃除をやらされていることがある。
- ⑤ 特定の児童のぞうきん等の清掃用具がなくなったり、ごみ箱等に捨ててあったりする。
- ⑥ 特定の児童だけが、清掃用具を持たないで掃除をしたり、いつも一番古い清掃用具を使って掃除をしたりしている。
- ⑦ 特定の児童の机や椅子が取り残されていたり、誰も移動しようとしなかったりする。
- ⑧ 特定の児童に対し、他の児童が掃除の邪魔をしたりふざけた言動をしたりしている。
- ⑨ 清掃後、清掃前に比べて、衣服がひどく汚れていたり、濡れていたりしている。
- ⑩ 他の児童が清掃を終わらせているのに、特定の児童が掃除や後片付けをしている。
- ⑪ 出張掃除から、いつも一人だけ遅れて戻ってくる。

教師の振り返りポイント

- ア 清掃分担、分配等の方法を把握し、適切な指導・助言をしているか。
- イ 仕事は全員に偏りなく分担し協力できるように、その都度、指導・助言をしているか。
- ウ 常日頃から、児童と一緒に清掃をする機会をもっているか。
- エ 担当する学級の清掃区域を必ず一回は見回りをしているか。その際、見回る順番は固定化されていないか。
- オ 清掃用具の後始末までの様子を見ているか。
- カ 清掃の仕上がり（机の並び方、ごみの取り残し等）を確認しているか。
- キ 出張掃除から、すべての児童が戻ってきたことを確認しているか。

【帰りの会から下校時】

児童を観る具体的なポイント

- ① 帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。
- ② 配布物が、特定の児童だけ配られない。
- ③ 特定の児童が、いつも帰りの会で追求される。
- ④ 何か問題が起こると、いつも特定の児童のせいにされる。
- ⑤ 特定の児童が連絡等をすると、周りの児童が目配せをしたり、笑ったりしている。
- ⑥ 下校近くになると、不安そうな表情をして落ち着かない。
- ⑦ 特別な用事がないのに、教室に残ってなかなか帰ろうとしない。
- ⑧ みんなが下校した後、教室に戻り、こそこそ何かをしようとしている。
- ⑨ 特別な用事がないのに教師の近くや校舎内をうろうろしている。
- ⑩ 朝や昼には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
- ⑪ 特定の児童に対し、周りの児童が逃げるように帰る。
- ⑫ いつも一人で下校するか、校門の近くなど教師の目の届きにくい所に友達が待ち伏せして一緒に帰る。
- ⑬ 特別な理由がないのに、あわてて下校する。
- ⑭ いつも友達に荷物を持たされている。
- ⑮ 下校時、特定の児童の靴等、持ち物がなくなっている。

【クラブ、委員会、合唱団の活動時間帯】

児童を観る具体的なポイント

- ① 一人で準備や後片付けをよくさせられている。
- ② 活動に遅れてきたり、欠席したりすることが多くなっている。
- ③ 頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
- ④ 活動中、一人でいることが多い。
- ⑤ 特定の児童が触った用具をほかの児童が触ろうとしない。
- ⑥ 特定の児童が他の児童の言いなりになっている。
- ⑦ 2人組やグループ、またはチームで活動するとき、特定の児童だけがいつも取り残される。
- ⑧ 委員会活動の常時活動をいつも一人で行っている。
- ⑨ 委員会の仕事を押し付けられている。
- ⑩ 特定の児童の持ち物が荒らされていたり、汚れが見られたりする。
- ⑪ 理由がはっきりしない傷・こぶ・あざ・鼻血・けが等がある。
- ⑫ 合唱団の活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。

教師の振り返りポイント

- ア できるだけ早く活動場所へ行こうとしているか。
- イ 児童が活動に行くとき、表情等を観察しながら激励の声を掛けているか。
- ウ 担当教諭や専科教諭との連携を取りながら、授業や学級での活動状況に関する情報交換をもとに個人的に激励や指導・支援をしているか。
- エ 活動中の気になる様子を、教員間で共有しているか。
- オ 活動を通して、異学年集団の中での好ましい人間関係の在り方を学ばせる機会とし、適切な指導・支援をしているか。
- カ 一人一人の能力・適性を把握し、それに応じて、参加・活動意欲が湧くように指導・助言しているか。
- キ 活動の最後に、次回の活動への意欲につながる話をするようにしているか。
- ク 後片付けや下校時の様子まで観察しているか。
- ケ 一人一人の役割分担を決める際は、児童の希望や意向を聞き、納得のいく形で決められるように努めているか。
- ク 委員会の常時活動の様子を観察しているか。また、委員会活動の際に、振り返りをさせているか。
- ケ 合唱団の指導者や保護者と児童の様子を共有できる関係を築いているか。

【学校生活全般】

児童を観る具体的なポイント

- ① 理由が明確でない傷、あざ、鼻血、けが等が見られたり、それを隠そうとしたり、衣服が破れていたり、異常な汚れが見られたりする。
- ② 不自然な言動が見られ、周囲の動向を異常に気にする。
- ③ 急にふさぎこんだり、おどおどしたりするようになる。
- ④ 頭痛や腹痛、体調不良を訴えることが多くなり、よく保健室やトイレへ行く。
- ⑤ 急に一人で行動することが多くなる。
- ⑥ 集団行動（遠足、宿泊行事等）に不安をもっている様子が見られる。
- ⑦ 連絡帳やノート等に不安や悩みのかげりを感じる表現が見受けられる。
- ⑧ いつも使い走り等をさせられるなど、他の人の言いなりになっている。
- ⑨ 嫌なあだ名で呼ばれたり、「キモイ」「ウザい」等の言葉を言われたりしている。
- ⑩ 特定の児童の机や椅子や持ち物に触ろうとしない傾向がある。
- ⑪ 席替えや班決めで、特定の児童の隣や近くの席を嫌がる。
- ⑫ 特定の児童の座席を避けたり、特定の児童が自分の席に座ることを嫌がったりする様子が見られる。
- ⑬ 特定の児童が近くを通ると避けるような仕草をする。
- ⑭ ふざけた雰囲気の中で、班長や代表等に使われる。
- ⑮ グループ分けなどで、最後まで所属が決まらない。
- ⑯ 急に文字や作品が乱雑になったり、提出物を出さなくなったりしている。
- ⑰ 特定の児童の持ち物が紛失したり、壊されたり、いたずら書きをされたりしている。
- ⑱ 掲示作品、黒板、壁、柱等に中傷や悪質な落書きが見られる。
- ⑲ 特定の児童が会話に入ろうとすると、一斉に黙ったり目配せをしたりする。

教師の振り返りポイント

- ア 児童の表情や言動を観察しながら、温かい言葉掛けをしているか。
- イ 児童に理由も聞かずに、一方的な叱責をしていないか。
- ウ 特定の児童ばかり叱ったり、褒めたりしていないか。
- エ 児童の体調に気を配っているか。
- オ 児童間のあだ名や呼び方に気を配っているか。
- カ 児童の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導をしているか。
- キ 児童の信頼関係づくりに関する学級や学年の取組を行っているか。
- ク 児童と触れ合う時間を意図的に増やそうとしているか。
- ケ 自治的な内容であっても、その場を離れて児童に任せきりにしていないか。
- ク 連絡帳、ノート、作品等に、自己存在感や共感的人間関係につながるコメントを入れるようにしているか。
- ケ 放課後等に校内や教室を巡回して、落書きや器物損壊がないか確認しているか。
- コ 気になる児童の情報を校務センターで共有しているか。
- サ 気になる児童の家庭へ連絡をし、保護者と情報を共有しているか。